

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	反映の 分類	各府県からの検討要項に対する回答 (経費要求への反映状況)	再検討要請	提案主体からの意見	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
110010	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における補助対象の拡大	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助制度(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)交付要綱	<p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、中小企業等グループが重点的認定を受けた復興事業計画に基づき、必要な施設の復旧等を行う場合に、借り手、敷がりを補助するもの。</p> <p>①不動産賃貸業の取扱いについては、業種として補助対象外としているものではなく、不動産賃貸事業者が自ら使用する事務所等の復旧は補助対象としている。</p> <p>②(業種)転換に要する経費の取扱いについては、警戒区域等の地の被災地とは異なる特殊事情がある地域に限り、例外的に補助対象経費としている。</p>	<p>補助となる対象経費について、福島県と関係し、岩手県に關しても、地域の復興に不可欠である事業に限り、転換も対象として頂き、復興の維持や、企業の実用に関与する賃貸用不動産も補助の対象として頂きたい。</p>	<p>震災前、陸前高田市において不動産賃貸業を営んでおりました。大船渡校務署に申告しており、陸前高田市のテナントビルの賃貸収入は仙台市のアパート収入を売上として計上してまいりました。一斉給の通り、陸前高田市の物件は全壊被災し、現在の売り上げは、仙台のアパート収入のみの状況です。</p> <p>そこで、中小企業等グループによる施設・設備復旧整備補助事業を活用したいのですが、以下の点の問題がありますのでご意見を頂戴いたします。</p> <p>①事業として、資金を返済、アパートの建設したいのですが、NGとの回答でした。理由は、復興資金である、テナントビルはOKであるが、アパートはNGとのことでした。不動産賃貸業として、アパート収入も計上しているのに、なぜ認めて頂けないのでしょうか。テナント等の借家賃は、ひく収入のなかで認められているのでしょうか。公営住宅より、民間の賃貸住宅の方が収入が低いと、おっしゃる理由が納得できません。また、より、天下り先や、セブコなどの、機転を働かしているのではと疑念が湧きます。再建連団体が、被災した物件の売却計画は、まだのめは認めて頂けていないでしょうか。</p> <p>陸前高田市においては、人口減少が問題となっており、働き手を募集しても人が来ない状況です。理由としては、従業員が内陸部へ転居していることがあげられ、地元雇用の受け皿となる企業がない、ますます人口が減少するという事象も出てきています。以上のことより、雇用の促進するうえで、住宅の確保が一番重要で高い問題であり内陸に転居した方や、復讐を支援したい外部の方々をふまに重要な案件であることから、ご検討宜しくお願い致します。</p>	C	<p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、あくまでも被災した中小企業等グループの生産、販売、サービスの提供等の事業活動に係る施設・設備の復旧・整備を補助対象としており、商品については、補助対象外ではない。不動産賃貸業においては、アパート・マンションだけでなく、テナントビルも商品と見なせるため、原則、補助対象として認めている。ただし、被災した入居者が事業活動を行うために、不動産賃貸事業者から賃借している施設の復旧が必要である場合は、入居者と不動産賃貸事業者が一括となってグループを構成し、復興事業計画に基づき復旧事業を実施する場合には、当該計画に必要な不可欠な範囲において、当該施設の復旧に関する経費を補助対象経費とすることは可能としている。</p> <p>なお、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、あくまでも居住復旧(被災した施設・設備を元に戻す)を支援する制度であるため、(業種)転換に要する経費は、補助対象経費として認められていない。福島県の警戒区域等、警戒区域等指定区域において復興資金が確保できなかった地域であり、構造可能かつ事業の復興の要であることにより、震災前と同じ事業を継続・再開するには、他の地域に比し明らかに困難となっている(例:住居の長期継続に、労働を失った商店)こと、このような地域においては、まず住居復旧を促進することが重要である。そのためには、住居の生活に不可欠な生活環境の整備や地域に密着した雇用機会の確保を行う事業者の早期の事業再開が不可欠である。よって、地の復興に不可欠である市町村長が認めた場合に限り、例外的に(業種)転換に要する経費を補助対象として認めている。</p>	<p>津波遼水地域では、津波により被災した住宅等が消失するなど、事業復興の高度により復興資金不足の事業を継続・再開することが被災地域以外の地域に比し困難という観点からは福島県の警戒区域等・被災地の状況にあるとも考えられるが、当該制度において被災した事業を行うことへの理由及び当該制度における構造の改善を待つ、若し提案主体からの意見及び補正資料を踏まえ、事後検討し、留意されたい。</p>	<p>前期には、不動産賃貸業においては、アパート・マンションだけでなく、テナントビルも商品と見なせることとあるが、資料より、不動産賃貸業における設備投資は、金銭学上または社会通念上も資産であり、商品であるという趣旨は、事業計画です。また、ホテル業等には補助対象経費として認められていることより、不動産賃貸業に認めないことは、矛盾を有する。また、前期には、福島県は、事業復興の要であることとあるが、資料より、津波の被害を受けた企業等が被災地において復興の促進を図るべきこととあり、再度ご検討をお願いいたします。</p>	1 0 2 1 0 1 0	個人	岩手県	経済産業省